○関東地方整備局告示第三百八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
川崎市幸区小向仲野町二一番から同市幸区小向町三六四番三まで	前	二二・九七～三二・八九メートル	一〇・二九三キロメートル
	後	二六・四七～三二・八九メートル	一〇・二九三キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大月市梁川町綱ノ上字彦田下八五八番一地先から同市梁川町綱ノ上字彦田下八四〇番一地先まで	前	一〇・二〇～一二・〇九メートル	〇・〇六四キロメートル
	後	一二・九二～一九・〇〇メートル	〇・〇六四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百八十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十八号	長野県上水内郡信濃町大字柏原字南屋敷一四番二から同町大字柏原字南屋敷二三番一まで	関東地方整備局及び同局長野国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十一日

○関東地方整備局告示第三百八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日　関東地方整備局長　越智　繁雄

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十号	大月市梁川町綱ノ上字彦田下八五八番一地先から同市梁川町綱ノ上字彦田下八四〇番一地先まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十一日

○北陸地方整備局告示第九十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市今町一〇五三番一から同市今町一〇四三番四まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十一日

○中部地方整備局告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十一月二十一日　中部地方整備局長　八鍬　隆

一　施行者の名称　静岡県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第二百九十八号田方広域都市計画下水道事業狩野川流域下水道（東部処理区）

三　事業施行期間　自昭和五十年三月十二日至平成三十一年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和五十年建設省告示第二百九十八号、昭和五十四年建設省告示第三百十四号、昭和五十八年建設省告示第九百四十二号、昭和五十九年建設省告示第千百四十三号、昭和六十三年建設省告示第九号、平成五年建設省告示第千六百三十五号、平成七年建設省告示第千六百二十二号、平成九年建設省告示第千七百十四号、平成十三年中部地方整備局告示第百三十一号、平成十九年中部地方整備局告示第七十一号及び平成二十六年中部地方整備局告示第五十一号の事業地のうち、静岡県田方郡函南町大字間宮字田中田、字赤狩及び字下五反田並びに大字塚本字上本田、字上島田、字保亭、字上坪及び字松之木田地内において事業地を変更する。

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第二百二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百六十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
生駒市高山町七二〇六番一から同市高山町八二〇一番まで	前	一四・〇〇～七四・〇〇メートル	〇・四八四キロメートル
	後	二四・〇〇～七四・〇〇メートル	〇・四八四キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局、同局奈良国道事務所及び同局浪速国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年十一月二十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年十一月二十一日　近畿地方整備局長　森　昌文

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百六十三号	生駒市高山町七一九六番一から同市高山町八一七〇番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局、同局奈良国道事務所及び同局浪速国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年十一月二十一日